

# 男女共同参画社会基本法

## じっくり解説

男女が共同して  
参画する社会って  
どんなの？



今年で制定25周年を迎える『男女共同参画社会基本法』。

法律の目的や基本理念をじっくり読み解いていきます。

制定後、社会はどう変化したのか、この先どんな社会にしていきたいのか、  
思いをはせてみませんか。

男女共同参画、ジェンダー平等に関心を持ち始めた方のご参加、大歓迎です。

# 6月22日（土）10:00～12:00（9:30開場）

## 勤労者女性会館しなのき 2階 203室

（長野市大字鶴賀西鶴賀町1481-1）

〔対象〕 長野市内在住・在勤・在学の人

〔定員〕 20名 [参加費] 無料

〔持ち物〕 筆記用具

〔講師〕 男女共同参画センター 相談員

〔内容〕 最近のトピックを交えながら、男女共同参画社会基本法の  
基本理念を中心にじっくり解説します。

〔申込方法〕 男女共同参画センターの窓口、電話、ファクス、Web申込フォームにて

【申し込み・問い合わせ】

↓ 申込はこちらから ↓



長野市男女共同参画センター

（指定管理者：協同組合長野シーアイ開発センター）

Tel 026-237-8303

Fax 026-237-3315

令和6年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ（内閣府男女共同参画局）

“だれもがどれも選べる社会に”

## 6月23日から29日は、『男女共同参画週間』です

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、国では毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、その目的や基本理念について理解を深める機会としています。長野市でも、期間中またその前後にわたって「性別にとらわれず個性と能力を發揮できる社会とは」をテーマに、パネル展示、講演会、セミナーなどを開催します。

期間中のイベントは、[長野市ホームページ内の「男女共同参画週間ページ」](#)をご覧ください



### [ 会 場 ]

#### 勤労者女性会館しなのき

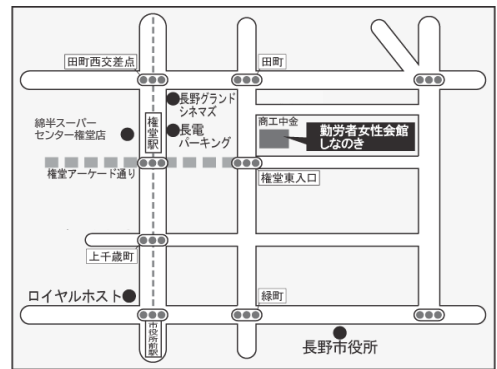
〒380-0814

長野市大字鶴賀西鶴賀町1481-1

電話 026-237-8300

●JR長野駅よりバス 権堂下徒歩2分

●長野電鉄 権堂駅下車徒歩2分



- ※ 駐車場の用意はございません。公共交通機関や有料駐車場をご利用ください。
- ※ 長電権堂パーキングをご利用の方には、200円分の駐車補助券を差し上げています。駐車券を受付にご提示ください。

## 6月22日 男女共同参画社会基本法じっくり解説 ファクス申込書

ファクス：026-237-3315  
長野市男女共同参画センター 宛

お名前	年齢： 歳代
電話番号	ファクス受理後の確認の連絡 要 ・ 不要
ご住所	〒 ー ----- <長野市外にお住まいの方はこちらもご記入ください> 勤務先・通学先の地区名 長野市 ( )

※ お申し込みいただいた情報は、当イベント以外の目的で使用することはありません